

**農業及び食品分野における
日本国農林水産省とシンガポール共和国持続可能性・環境省との間の協力覚書
(仮訳)**

日本国農林水産省とシンガポール共和国持続可能性・環境省（以下、個別に「当事者」、総称して「両当事者」という。）は、

両国間の強固で長年の友好関係と協力関係を再確認し、

2021 年にシンガポール共和国を含む複数の ASEAN 加盟国及び日本の農業担当大臣により署名された持続可能な農業生産及び食料システムに関する共同文書に記された持続可能な農業生産及び食料システムを達成することの高い重要性を認め、

強靱で持続可能な農業と食料システムを強化するため、両国においてイノベーション及び技術が重要であることを認識し、

食料安全保障及び食料供給には、多国間のルールに基づくアプローチを遵守することが必要であることを認識し、

以下のとおり認識の一致に至った。

**第1項
目的**

この協力覚書（以下「MOC 本覚書」という）の目的は、新規食品、食料安全保障及び緊急事態への備え及び食品の国際取引の分野における当事者間の二国間協力を促進することである。

**第2項
協力の範囲**

両当事者は、食料安全保障のための強靱で持続可能な農業及び食料システムに向けて、それぞれの権限の範囲内において、以下の分野で協力するよう努める。

- a. アグリテック及び新規食品
- b. 食料安全保障及び緊急事態への備え
- c. 食品の国際取引
- d. その他、両当事者が書面により共に決定する分野

第3項

協力の形態

1. 第2項で特定される分野における両当事者間の協力は、以下の形式で行うことができる。
 - a. 共同で開催したイベント及びセミナーを通して得られたものを含め、関連する情報、専門知識及びベストプラクティスの情報交換
 - b. 新技術の研究開発交流の促進
 - c. 研修、相互訪問、機関別活動及びその他の適切な手段を通じた主要な人材交流
 - d. 実証プロジェクトの共同実施を通じて、民間企業と政府当局間の協力の促進
 - e. その他、両当事者が書面により共に決定する分野
2. 両当事者は、日本及びシンガポールの政府機関、非政府組織、企業、地方自治体及び研究・学術機関が相互に直接連絡を取り合い、協力可能な分野を模索することを奨励するよう努めるものとする。両当事者は、これらの団体間又は複数団体間のいかなる取決めに對しても責任を負わない。

第4項

窓口連絡先

両当事者は、MOC 本覚書を実施するために、それぞれ窓口連絡先を任命する。日本国農林水産省の場合、窓口連絡先は、国際地域課とする。シンガポール共和国持続可能性・環境省の場合、窓口連絡先は、シンガポール食品庁とする。

第5項

実施

1. 両当事者は、第2項に掲げる分野における協力案件及び活動の共同実施を促進するため、最善の努力を払うものとする。
2. 両当事者は、MOC 本覚書の実施にあたり、政府機関、非政府機関、研究機関及び民間企業を含むが、これらに限定されない戦略的パートナーと必要に応じて関与し、協力するよう努める。
3. MOC 本覚書の実施は、財源及び人員の利用可能性を前提とする。両当事者は、MOC 本覚書の下での具体的な活動及びプロジェクトの実施に関する取決め（以下を含む。）を、書面により決定する。

- (a) 資金調達の取決め
 - (b) 財源及び人員の配分
 - (c) 特定の活動又は案件に基づき発生する知的財産の取扱いと使用
 - (d) その他の適切な事項
4. MOC 本覚書に基づき当事者の一方が他の当事者に提供した物に対する権原及び知的財産権又は関係する権限は、当該物を提供した当事者に帰属する。かかる権原及び知的財産権は、当該物を受け取った当事者によって常に尊重され保護される。
5. 各当事者は、常に他の当事者から受領し又は提供された文書及び情報の機密性及び秘匿性を遵守するものとする。
6. MOC 本覚書の終了にかかわらず、本項 4 及び 5 の事項については、運用を継続する。

第 6 項

紛争解決

MOC 本覚書に起因又は関連する紛争は、両当事者が相互に協議の上、友好的に解決する。

第 7 項

他の協定や条約に基づく権利や義務

MOC 本覚書のいかなる内容も、環境、動物の健康、植物の健康及び食品の安全の保護に関して、協定、条約又は二国間、地域若しくは国際協定（該当する場合）に基づく各当事者の権利及び義務に影響を与えない。

第 8 項

開始、期間、終了

1. MOC 本覚書は、その署名の日から開始され、3 年間運用が継続されるものとする。
2. 当事者のいずれかが、終了予定日の 90 日前に書面で通知することにより、MOC 本覚書を終了することができる。
3. MOC 本覚書の終了は、両当事者が書面により相互に決定した場合を除き、終了日以前に MOC 本覚書に整合的に実施された継続中の活動及び／又は作業プログラムの内容、期間及び完了に影響を及ぼさない。

第9項 改訂

1. いずれの当事者も、MOC 本覚書の全部又は一部の改訂又は修正を書面で要求することができる。
2. 当事者が相互に決定した改訂又は修正は、書面により行われ、MOC 本覚書の一部を構成するものとする。
3. 当該改訂又は修正は、当事者が書面により決定する日に開始する。
4. 改訂又は修正は、当該改訂又は修正の日以前又は当該日までに MOC 本覚書に起因し又はこれに基づき行われた当事者の決定を害するものではない。
5. MOC 本覚書は、本項 1 から 3 までに整合的に行われる修正を含め、国内法又は国際法に基づき、両当事者間に法的拘束力のある権利又は義務を構成又は創造するものではなく、また、構成又は創造することを意図するものでもない。

2023 年 8 月 30 日、東京にて英語版の 2 通に署名された。

日本国農林水産省

シンガポール共和国
持続可能性・環境省

野村哲郎
日本国農林水産大臣

グレース・フー
持続可能性・環境大臣